

「(仮称) 月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、月越原野風力開発株式会社が、北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町において、最大で出力約 46,200kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業計画を検討するにあたり、方法書手続では風力発電設備を最大 25 基としていたところ、準備書手続において 11 基に削減することで、改変面積の縮減による水環境への影響を低減するなど一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定されている水源かん養保安林や防風保安林が存在している。

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシの生息が確認されているほか、ミサゴの営巣、ノスリ等の猛禽類の飛翔が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ず

る環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。また、環境影響評価手続中等の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合に情報共有できる体制を構築するとともに、その体制について環境影響評価書に記載すること。その上で、提供依頼があった際は可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 水環境に対する影響について

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点が存在しているほか、対象事業実施区域内の北側及び東側には森林法に基づき指定されている水源かん養保安林が広く存在しており、本事業の実施により、これらの直接改変並びに工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を取るとともに、水源かん養保安林等の改変を回避又は最小限に抑制することを踏まえた土地の改変位置の検討に加え、改変量等を可能な限り抑制するよう見直すこと。その上で、沈砂池等の設置及び管理を適切に実施し、適正に環境監視を実施すること。また、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講ずること。これらにより、土砂及び濁水の流出を抑制することで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響について

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシの生息が確認されているほか、ミサゴの営巣、ノスリ等の猛禽類の飛翔が確認されている。これらの鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重

大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。